

令和 7 年度

国立市中小企業省エネ改修等事業費補助制度の手引き

地球温暖化対策として、省エネルギー診断に基づき、省エネルギーに資する設備・機器を市内の事業所に設置する中小企業者に対して、費用の一部を予算の範囲内において補助します。

1. 補助対象事業

◆東京都地球温暖化防止活動推進センター（クールネット東京）および一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネルギー診断に基づき、中小企業者が、省エネルギーに資する設備・機器を市内の事業所に設置する事業。ただし、官公庁は対象外。また、民間企業以外の法人の場合は、対象となるか事前に国立市環境政策係までお問い合わせください。

※省エネルギー診断は、各診断実施団体にてお申し込みください。

- ・東京都地球温暖化防止活動推進センター（クールネット東京） TEL:03-5990-5087
(<https://www.tokyo-co2down.jp/learn/diagnosis-office>)
- ・一般財団法人省エネルギーセンター TEL:03-5439-9732
(<https://www.eccj.or.jp/>)

2. 補助対象者・申請条件

◆申請する方は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

| 要件 | 内容 |
|-----|--|
| (1) | 市内に事業所を有し、かつ市内の事業所に事業所用として設備・機器を設置しようとする中小企業者（※）であること。 ※法人又は個人で事業活動を行う者であり、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条1項に規定する中小企業者その他市長がこれに準ずると認めるもの |
| (2) | 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クールネット東京）および一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネルギー診断を、交付申請書の提出日の3年以内に受診し、その診断内容に基づき省エネルギーに資する設備・機器を設置すること。 |
| (3) | 納期の到来している市税を完納していること |
| (4) | 工事完了日から1か月以内に完了届を提出できること。 ただし、完了届の最終提出受付日は令和8年2月27日とする。 ※市が特に必要があると認めたときは、延長が可能 ※機器について、必ず納期の確認をお願いします。 |
| (5) | 工事を行う事業所の所有権を有しない場合又は他に当該事業所の所有権を有する者がいる場合は、工事について当該所有権を有する者全員の同意を得ていること |
| (6) | 市が行う省エネルギーに関するアンケートに協力すること |

3. 補助対象機器・補助金額

| 補助対象機器 | 補助金額 |
|---|--|
| 空調設備 | |
| 照明設備 | |
| その他省エネルギー診断の結果に基づき導入する省エネルギーに関する設備・機器 (省エネルギー診断で指摘された物に限る) (例) 太陽光発電設備、全熱交換器、高効率ボイラー、高効率変圧器など | 補助対象経費(補助対象機器の購入及び改修にかかる費用)の3分の1 上限50万円 |

※ 補助対象機器について

- ・補助対象となるものは、省エネルギー診断の報告書にて指摘された設備・機器に限ります。
- ・設備・機器は、全て未使用品且つ購入品であること。
- ・リースによる導入、販売・賃貸を目的とした導入は補助対象外。
- ・設置する設備・機器について、その種類ごとにおいてエネルギー使用量を改修前より削減するものであること。
- ・事業用にのみ供する設備であること(例えば、店舗兼住宅での空調更新などで事業所として使用する以外の部分(居住スペース等)へ効果が波及する設備・工事等は対象外)。
- ・省エネルギー診断の結果に基づいたものであれば、再エネ機器も対象とする。
- ・設置にあたっては、建築基準法その他関係法令を遵守すること。

※ 補助金額について

- ・補助対象経費は対象設備・機器や施工に直接関係する費用の合計で、消費税・地方消費税を抜いたものとする。

補助対象 : 設備・機器や施工に直接関係する費用(導入する設備・機器の材料費、工事費)

(例) 取付費、仮設足場費、養生費、機器の搬入費(運搬費)

補助対象外 : 設備・機器導入や施工に直接関係しない費用等

(例) 諸経費、書類送料、交通費、管理費、調査費、

処分に係る費用(処分費、処分品の運搬費、解体費等)、消費税等

- ・補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- ・国・都等からの補助金がある場合は、これを補助対象経費から控除する。
なお、市から国等に照会することがあること。

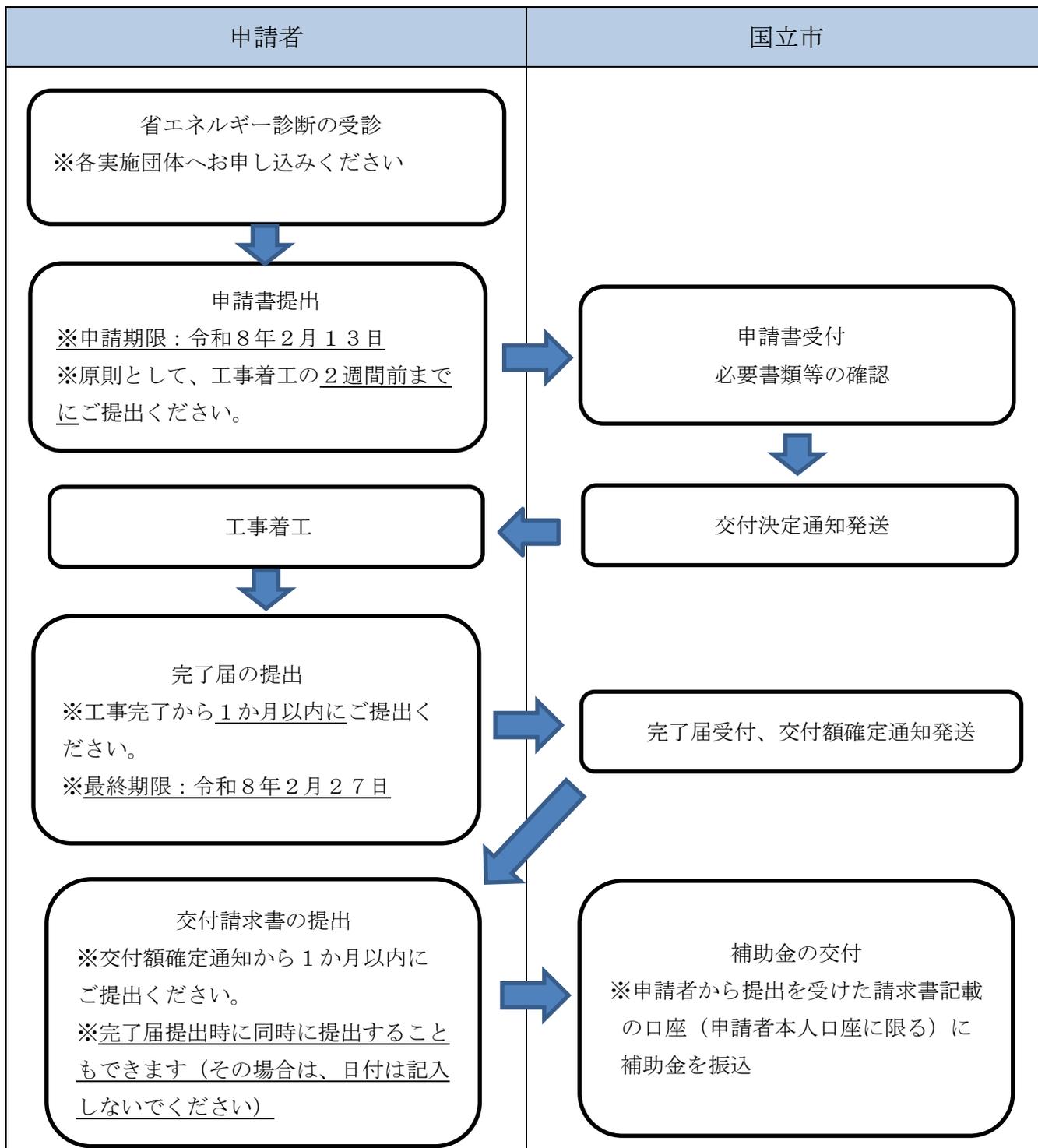
4. 申請の手続き・流れ

※必ず設備・機器の設置及び施工前にご申請ください

(審査に時間を要しますので、申請書類は、設置工事の2週間前までに提出してください)。

※先着で受付を行い、予算がなくなり次第終了となります。

※申請は1事業者につき、年度ごとに1件限りとなります。



※ 提出書類は返却しかねます。受付後、申請内容についてお問合せいただいてもお答えしかねますので、申請前に必ず控えをとってください。

5. 補助金交付申請について

◆申請受付期間 原則として、令和8年2月13日まで。

ただし、交付決定額の総額が予算額に達した時点で申請の受け付けを終了します。

◆各様式は市ホームページからダウンロードできます。

【必要書類】

※施工内容によっては、下記以外にも書類を提出いただく場合があります。

| | |
|------|---|
| (1) | 補助金交付申請書（第1号様式） |
| (2) | 事業計画書（別紙） |
| (3) | 補助事業に係る工事請負契約書、見積書等の写し （工事及び金額の内訳（機器代金、施工費等それぞれの金額）がわかるもの） |
| (4) | 設備・機器の配置状況がわかる平面図 |
| (5) | 補助事業により導入する設備・機器の仕様等がわかる書類（カタログ等） |
| (6) | 補助事業により導入する設備・機器の設置予定場所の現況写真 |
| (7) | 法人の登記事項証明書（発行から6ヶ月以内の原本又はコピー） ※個人事業主等で登記をしていない場合は確定申告書の写し |
| (8) | 建物にて申請者が事業を営んでいることが分かる書類 （例）・機器設置場所が所有物件の場合：登記事項証明書（建物）の写し等（発行から6ヶ月以内の原本又はコピー） ・機器設置場所が賃借物件の場合：賃貸借契約書の写し等 |
| (9) | 省エネルギー診断の結果を示す書類の写し |
| (10) | 地球温暖化対策に関するアンケート |
| (11) | （下記制度に参加している場合のみ提出。参加していない場合は不要） 東京都「地球温暖化対策報告書制度」に関する都への提出書類のコピー |

6. 工事内容変更について

◆工事内容に変更がある場合は、必ず事前にご相談ください。相談の後、下記書類の提出が必要となります。この手続きを経ないで、補助金交付申請書の内容と異なる完了届を提出した場合、補助金を交付できないことがあります。

◆補助金申請額の増額変更はできません。

【必要書類】

| | |
|-----|--|
| (1) | 内容変更・中止申請書（第4号様式） |
| (2) | 事業計画書（別紙） ※工事内容変更後の情報を記載すること |
| (3) | 変更内容が分かる資料 ※ 施工箇所の変更であれば変更前後の図面、工事費用の変更であれば変更前後の契約書、見積書等。 |

7. 工事完了届について

- ◆ 工事完了日より1か月以内に下記の書類を提出してください。ただし、1か月以内の期限にかかわらず、原則として、令和8年2月27日までに提出をお願いします。期限を過ぎた場合、交付決定を取り消すことがあります。
- ◆ 書類提出後、必要に応じて市職員による現地確認を行う場合があります。

【必要書類】

※施工内容によっては、下記以外にも書類を提出いただく場合があります。

| | |
|-----|--|
| (1) | 完了届（第6号様式） |
| (2) | 補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）の写し （金融機関等の振込データ等を提出する場合は、契約業者からの請求書の写しを併せて提出） |
| (3) | 補助事業により導入した設備・機器の設置状態が確認できる写真 |

8. 補助金の請求について

- ◆ 補助金交付が確定した方は、下記書類を提出してください。入金までは請求書受領後概ね30日かかります。なお、完了届提出時に請求書をお預かりすることができます。この場合は交付確定と同時に振り込み手続きを開始します。

| | |
|-----|--|
| (1) | 交付請求書（第9号様式） 完了届提出時に請求書を仮提出する場合は、日付を記入しないでください。 |
|-----|--|

9. その他

- ◆ 契約を急がせる業者にはご注意ください。見積もりは複数業者に依頼することをお勧めします。
虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けた場合は補助金を返還していただきます。
- ◆ 申請書類は、郵送もしくは窓口にてご提出ください。

<申請・問合せ先>

〒186-8501 国立市富士見台2-47-1 国立市 環境政策課 環境政策係
電話 042-576-2111（内線135、136）
メール sec_kanseisaku@city.kunitachi.lg.jp